

## 第1 調査の目的等

### 1 目的

本調査は、市町村及び特別区（以下「市区町村」という。）が行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号。以下「行旅法」という。）又は墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「墓埋法」という。）に基づき埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という。）を行う案件や、保護の実施機関<sup>(注)</sup>が生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき葬祭扶助を行う案件について、市区町村及び保護の実施機関（以下「市区町村等」という。）における遺留金、遺留物品及び遺骨（以下「遺留金等」という。）の処理や保管の実態、支障例・工夫例等を把握し、市区町村等の負担軽減に向けた課題等を整理することを目的として実施するものである。

(注) 都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長を保護の実施機関という。生活保護法第19条第1項において、保護の実施機関は、同法の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならないとされている。

### 2 対象機関

調査対象機関 厚生労働省、法務省、金融庁、農林水産省  
関連調査等対象機関 都道府県、市区町村、関係団体等

### 3 担当部局

行政評価局  
管区行政評価局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）  
四国行政評価支局  
行政評価事務所（神奈川、兵庫）

### 4 調査実施時期

令和3年12月～5年3月

（管区行政評価局等による調査は、令和3年12月～4年3月）

ただし、管区行政評価局等による調査（以下「実地調査」という。）に先駆け、令和3年11月から当該調査における関連調査等対象機関の選定資料や基礎資料として活用することを目的として、全ての市区町村等に対し、各市区町村等の基礎的な情報の収集を行う「遺留金等に関する実態調査」に係る基礎調査（以下「基礎調査」という。）を実施した。